

# 千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設 P F I 特定事業モニタリング実施要領

平成 19 年 4 月 1 日施行

最終改正 平成 27 年 8 月 1 日施行

## 目次

第 1 章 総則（1－5）

第 2 章 公共複合施設の維持管理業務に係るモニタリング（6－11）

第 3 章 特定計量器定期検査業務等に係るモニタリング（12－17）

第 4 章 その他（18－22）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### 1 目的

この要領は、千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設 P F I 特定事業契約約款（以下「約款」という。）第 48 条及び第 63 条に規定するモニタリングを適正に実施するため、モニタリング実施方法及びモニタリング基準を定め、もって事業の適正な運営に資することを目的とする。

#### 2 モニタリングの定義

モニタリングとは、千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設 P F I 特定事業（以下「特定事業」という。）において（株）ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス（以下「事業者」という。）が実施する公共複合施設の維持管理業務及び特定計量器定期検査業務等が、約款に定める内容を客観的に逸脱していないか確認する市の行為をいう。

#### 3 モニタリングの期間

モニタリングの期間は、特定事業が継続される期間とする。

#### 4 モニタリングの種類

種 類	内 容
定期モニタリング	市は、定期的に、施設巡回、業務監視、事業者に対するヒアリング等を行う。
随時モニタリング	市は、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対するヒアリング等を行う。

5 モニタリングの実施者

モニタリングは、千葉市消費生活センター職員が実施する。

第2章 公共複合施設の維持管理業務に係るモニタリング

6 公共複合施設の維持管理業務に係るモニタリング

公共複合施設の維持管理業務に係るモニタリングは、約款第46条、第47条及び第48条の規定により実施する。

7 定期モニタリングの項目等

項目	実施方法及び基準	実施時期
(1) 履行保証保険に関するモニタリング	<p>約款第44条第4項の規定により提出された維持管理業務再委託先企業にかかる履行保証保険証券の写しについて、以下の基準を満たしているか確認する。</p> <p>①当該再委託先企業の年間受託金額の100分の10以上の填補限度額を付保していること。</p> <p>②記載内容に不備がないこと。</p>	当該書類が提出されたとき
(2) 年間維持管理業務計画書に関するモニタリング	<p>約款第41条第1項の規定により提出された業務計画書について、以下の基準を満たしているか確認する。</p> <p>①約款に定める期限内に提出していること。</p> <p>②約款別紙20に規定する維持管理仕様書と不整合な点がないこと。</p> <p>③維持管理業務を実施する各企業の役割、担当者、連絡先などが明確に記されていること。</p> <p>④添付書類の年間作業スケジュールにおいて、各項目の実施頻度や実施時期が妥当であること。</p>	当該書類が提出されたとき
(3) 月次業務報告書及び半期業務報告書に関するモニタリング	<p>約款第47条第1項の規定により提出された月次業務報告書及び同条第3項の規定により提出された半期業務報告書について、以下の基準を満たしているか確認する。</p> <p>①約款に定める期限内に提出していること。</p>	当該書類が提出されたとき

	<p>②約款別紙 9 に規定する業務報告書の各項目について、適切に記述されていること。</p> <p>③維持管理業務が年間維持管理業務計画書内の年間作業スケジュールどおりに行われていること。ただし、事前に市の承諾を得ている場合はこの限りでない。</p> <p>④各種の定期点検作業に対する作業実施報告書が添付されていること。ただし、事前に市の承諾を得ている場合はこの限りでない。</p>	
(4) 施設巡回によるモニタリング	公共複合施設の定期巡回モニタリングチェックシート(様式第2号)に定める基準を満たしているか施設巡回により確認する。	毎月1回

#### 8 随時モニタリングの項目等

項目	実施方法	実施時期
(1) 改善状況に関するモニタリング	モニタリングの結果に応じて指導又は是正勧告した事項について、必要な措置が講じられ、基準を満たす状態まで原状回復されているか確認する。	指導に対する改善報告又は勧告に対する改善報告書(様式第9号)の提出があったとき又は是正期限を経過したとき
(2) 維持管理業務に起因する利用者や近隣居住者からの苦情等によるモニタリング	対応状況の報告を求める。また、必要に応じて、現場の立会いや事業者に対するヒアリング等により確認する。	必要の都度
(3) 施設や機器の不具合等の発生によるモニタリング	対応状況の報告を求める。また、必要に応じて、現場の立会いや事業者に対するヒアリング等により確認する。	必要の都度

#### 9 事業者への通知

7(4)に規定する施設巡回によるモニタリングを実施するときは、事業者に対し、モニタリング実施通知書(様式第1号)により、実施の7日前までに通知するものとする。

#### 10 モニタリング結果の報告

モニタリングを実施したときは、事業者に対し、以下に定める書面により、当該モニタリングの結果を報告するものとする。

- (1) 7(1)・(2)・(3)に規定するモニタリング 業務確認結果通知書(様式第3号)
- (2) 上記以外のモニタリング モニタリング結果報告書(様式第4号)

#### 11 約款第48条に規定する要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングを実施した結果、約款第48条に規定する要求水準を満たさない事項が事業者の責に帰すべき事由により生じたものであることが判明したときは、約款別紙12の減額の決定過程プロセスに従い、改善指導、是正勧告、賃借料減額等を行うものとする。

なお、改善指導、是正勧告、随時モニタリングの詳細は、次のとおりとする。

##### (1) 改善指導

ア 事業者に対する口頭指導を行う。その際には是正期限を設定し、事業者に対し、当該期限までに改善するよう求めるものとする。

イ 事業者から7(3)の月次業務報告書において、かかる指導に対する対応状況の報告を求めるものとする。

##### (2) 是正勧告

ア 次項イの規定により随時モニタリングを実施した場合において、前項アの規定により設定された期限までに改善措置が講じられていないことを確認したとき、事業者に対して勧告書(様式第10号)を交付し、改善報告書(様式第9号)を徴収するものとする。

イ 上記アの規定により事業者に対して勧告書を交付した場合、事業者は市と協議の上改善計画を策定し、その計画に基づいて是正を行うものとする。

##### (3) 随時モニタリングの実施

以下のいずれかに該当するときは、速やかに随時モニタリングを実施するものとする。

ア 前項に規定する勧告書を交付した後、事業者から改善報告書(様式第9号)の提出があったとき又は是正期限を経過したとき。

イ 同条(1)に規定する事業者への改善指導を行った後、事業者から改善を行った報告があったとき又は是正期限を経過したとき。

### 第3章 特定計量器定期検査業務等に係るモニタリング

#### 12 特定計量器定期検査業務等に係るモニタリング

特定計量器定期検査業務等に係るモニタリングは、約款第61条、第62条及び第63条の規定により実施する。

13 定期モニタリングの項目等

項 目	実施方法及び基準	実施時期
(1) 事業計画書及び収支予算書に関するモニタリング	<p>約款第56条第1項の規定により提出された事業計画書及び収支予算書について、以下の基準を満たしているか確認する。</p> <p>①約款に定める期限内に提出していること。</p> <p>②事業計画の内容が、約款別紙21に規定する事項に逸脱するものでないこと。</p> <p>③計画した業務を遂行するうえで必要な予算が確保されていること。</p> <p>④記載内容に不備がないこと。</p>	当該書類の提出があったとき
(2) 事業報告書及び収支決算書に関するモニタリング	<p>約款第56条第2項の規定により提出された事業報告書及び収支決算書について、以下の基準を満たしているか確認する。</p> <p>①約款に定める期限内に提出していること。</p> <p>②実施した事業の内容が、約款別紙21に規定する事項に逸脱するものでないこと。</p> <p>③記載内容に不備がないこと。</p>	当該書類の提出があったとき
(3) 月次業務報告書及び年間業務報告書に関するモニタリング	<p>約款第62条第1項の規定により提出された月次業務報告書及び同条第3項の規定により提出された年間業務報告書について、以下の基準を満たしているか確認する。</p> <p>①約款に定める期限内に提出していること。</p> <p>②定期検査業務が事業計画書に記載されているスケジュールどおりに行われていること。ただし、事前に市の承諾を得ている場合はこの限りでない。</p> <p>③記載内容に不備がないこと。</p>	当該書類の提出があったとき
(4) 分銅の校正方法等に関するモニタリング	<p>分銅校正時の立ち会い及び観測紙等の閲覧により、分銅の校正方法等が、分銅校正等モニタリングチェックシート(様式第5号)に定める基準を満たしているか確認する。</p>	指定定期検査機関が分銅校正を行うとき
(5) 定期検査の実施方法等に関するモニタリング	<p>定期検査の実施現場への立会いにより、定期検査の実施方法等が、定期検査モニタリングチェックシート(様式第6号)に定める基準を満たしているか確認する。</p>	特定計量器の種類・能力を勘案のうえ年5回以上
(6) 検査設備等の管理状況に関するモニタリング	<p>計量検査諸室を巡回することにより、検査設備等の管理状況が、施設巡回モニタリングチェックシート(様式第7号)に定める基準を満たしているか確認する。</p>	定期検査実施期間内において3か月に1回以上
(7) 業務規程等の遵守状況に関するモニタリング	<p>指定定期検査機関が業務に使用する書類その他の物品を閲覧することにより、業務の実施状況等が、業務規程等モニタリングチェックシート(様</p>	毎年1回以上

	式第8号) に定める基準を満たしているか確認する。	
--	---------------------------	--

#### 14 随時モニタリングの項目等

項目	実施方法	実施時期
(1) 改善状況に係るモニタリング	改善指導した事項について再度モニタリングすることにより、改善のために必要な措置が講じられ、要求水準を満たす状態にまで原状回復されているか確認する。	改善報告書(様式第10号)の提出があったとき又は是正期限を経過したとき
(2) 受検者からの苦情等に係るモニタリング	定期検査現場への立会い、受検者からの聞き取り、又は事業者若しくは指定期検査機関からの報告の徴収その他適切な方法により、当該苦情に係る事実の存否、当該苦情の原因となる行為の法令等への適合状況その他必要な事項を調査し、当該苦情等の解決を図るため、適切な処置を行う。	必要の都度
(3) その他定期検査業務に関する事故の発生等に係るモニタリング	定期検査現場への立会い、受検者からの聞き取り、又は事業者若しくは指定期検査機関からの報告の徴収その他適切な方法により、当該事故に係る事実の存否、当該事故の原因となる行為の法令等への適合状況その他必要な事項を調査し、当該事故等について、適切な処置を行う。	必要の都度

#### 15 モニタリング実施の通知

13(4)から(7)までに規定するモニタリングを実施するときは、事業者に対し、モニタリング実施通知書(様式第1号)により、実施の7日前までに通知するものとする。

#### 16 モニタリング結果の報告

モニタリングを実施したときは、事業者に対し、以下に定める書面により、当該モニタリングの結果を報告するものとする。

- (1) 13(1)から(3)までに規定するモニタリング 業務確認結果通知書(様式第3号)
- (2) 上記以外のモニタリング モニタリング結果報告書(様式第4号)

#### 17 約款第63条に規定する要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングを実施した結果、約款第63条に規定する要求水準を満たしていない事項があると認めるときは、次のとおり扱うものとする。

- (1) 口頭による指導等
  - ア 要求水準を満たしていない事項について、その原因を究明し、事業者又は指定期

検査機関に対する口頭指導を行う。また、業務確認結果通知書（様式第3号）又はモニタリング結果報告書（様式第4号）へ是正期限を付記し、事業者に対し、当該期限までに是正するよう求めるものとする。ただし、原因の究明により、当該要求水準を満たしていない事項が指定定期検査機関の軽微な過失により生じたものであることが判明し、かつ、当該機関が口頭指導を受けた時点で直ちに改善した場合においてはこの限りでない。

イ 期限を定めて是正を求めたときは、事業者から改善報告書（様式第9号）を徴収するものとする。

#### (2) 勧告書の交付等

以下のいずれかに該当するときは、事業者に対して勧告書（様式第10号）を交付し、事業者から改善報告書（様式第9号）を徴収するものとする。

ア 定期モニタリングで改善指導した場合において、当該指導した内容が、過去1年の間に実施した定期モニタリングにおいて指導した内容（軽微な過失に対する指導を除く。）と同一のものであるとき。

イ 次項イに掲げる改善状況に係るモニタリングを実施した場合において、改善報告書に記載された措置が講じられていないことを確認したとき。

#### (3) 改善状況に係るモニタリングの実施

以下のいずれかに該当するときは、速やかに14(1)に掲げる改善状況に係るモニタリングを実施するものとする。

ア 前項に規定する勧告書を交付した後、事業者から改善報告書（様式第9号）の提出があったとき又は是正期限を経過したとき。

イ 上記アに掲げるものを除き、定期モニタリングを実施した後、事業者から改善報告書（様式第9号）の提出があったとき又は是正期限を経過したとき。

#### (4) 立入検査等の実施

事業者が勧告に応じないときは、指定定期検査機関に対し、計量法に基づく立入検査又は報告の徴収を行うものとする。

#### (5) モニタリングに係る措置フロー

前項までの事務処理過程を明確にしたものは、別図モニタリングに係る措置フローのとおりとする。

## 第4章 その他

### 18 モニタリング結果の公表

モニタリングを実施したときは、当該年度終了後、それぞれの業務に係るモニタリング結果一覧表（様式第11号）及びモニタリング結果報告書を作成し、これを公表するものとする。

なお、公表するときは、あらかじめ事業者と協議するものとし、公表することにより

事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある事項については、これを除いて公表するものとする。

#### 19 公表する資料

モニタリング結果を公表するときは、18に規定するものの他、以下に掲げる資料を公表するものとする。

##### (1) 公共複合施設の維持管理業務に関する資料

- ア 約款第41条第1項に規定する年間維持管理業務計画書
- イ 約款第47条第3項に規定する上半期業務報告書及び下半期業務報告書
- ウ その他市が必要と認める資料

##### (2) 特定計量器定期検査業務に関する資料

- ア 約款第56条第1項に規定する事業計画書
- イ 約款第56条第2項に規定する事業報告書
- ウ その他市が必要と認める資料

##### (3) その他

- ア 約款第96条第2項に規定する事業者に関する監査報告及び年間業務報告書

#### 20 公表する時期

モニタリング結果を公表する時期は、19に規定する資料を受理した後60日以内とする。

#### 21 公表する場所

市政情報室及び消費生活センターで公表する。

#### 22 委任

この要領に定めるものの他、要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成27年8月1日から施行する。